

制度の名称	県税の特別措置
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 個人事業税、自動車税、不動産取得税等の減免措置や、申請に基づく1年以内の徴収猶予措置が講じられます。
活用できる方	県税の納税者で被災された方
注意事項	被害程度に応じた申請手続きが必要です。
お問い合わせ先	熊本県税務課 ☎ 096-333-2098